

我が国における「課徴金」の種類

財政法の「課徴金」(最広義)

国が行政権・司法権に基づいて国民に賦課し、国民から徴収する金銭的負担。手数料、使用料、納付金、罰金、科料、裁判費用などが該当。

第三条 租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

国民生活安定緊急措置法の「課徴金」

特定品目の物資について特定標準価格を超える価格での販売行為をした場合に課されるもの(特定標準価格を超える価格での販売自体は違法行為ということではない)。

第十一条 主務大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

独占禁止法・証券取引法の「課徴金」

違反行為を抑止する目的で金銭的な不利益を課すもの(詳しくは資料5参照)。